
都の建設発生土対策に関する説明会

(令和6年度以降について)

令和6年3月15日

Microsoft Teamsによるオンライン説明会

1 開会

2 主催者挨拶

3 都建設発生土対策説明

4 質疑応答

5 閉会

- 令和6年度から都の建設発生土対策が変わります
- 資源有効利用促進法省令の改正等について
- 東京都の対応・東京都建設リサイクルガイドラインの改定
- 改正された法令、新制度への対応 その1～6
- 建設発生土の搬出先、調達先の調査
- スtockヤード運営事業者等の皆様へ
- 都関連工事の発注者の皆様へ

02 令和6年度から都の建設発生土対策が変わります

静岡県熱海市の土石流災害を契機に 国は建設発生土の取扱いについて省令改正等を実施（令和6年6月完全施行）

国は、不適切な盛土等の発生を防ぐため、
適切な搬出先の利用や、**最終搬出先までの確認**等を元請事業者等に義務化し、
建設発生土の適切な利用、処分を担う**ストックヤード運営事業者登録制度**を創設しました。

都は、これまで独自の指定処分制度等により建設発生土対策に取り組んできましたが、
今後は**法令等に則り建設発生土を取扱う**必要があります。

そこで、都は、都関連工事※における
民間施設を活用した建設発生土対策の推進について取りまとめました。



令和3年7月 静岡県熱海市の土石流災害

出典 国立研究開発法人 科学技術振興機構ウェブサイト

※ 都関連工事：都や区市町村及び関連団体等が発注する工事

03 資源有効利用促進法省令の改正等について

資源有効利用促進法省令の改正

令和5年3月3日 公布

令和5年5月26日 一部施行

令和6年6月1日 完全施行

次のような取組が元請事業者等に義務付けられます。

- 適切な搬出先であることの確認
- 受領書による確認
- 最終搬出先までの確認

ただし、国登録ストックヤード等に搬出した場合は、

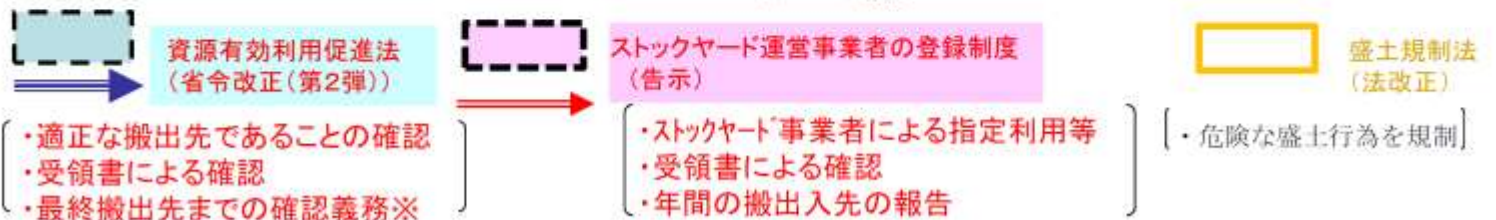
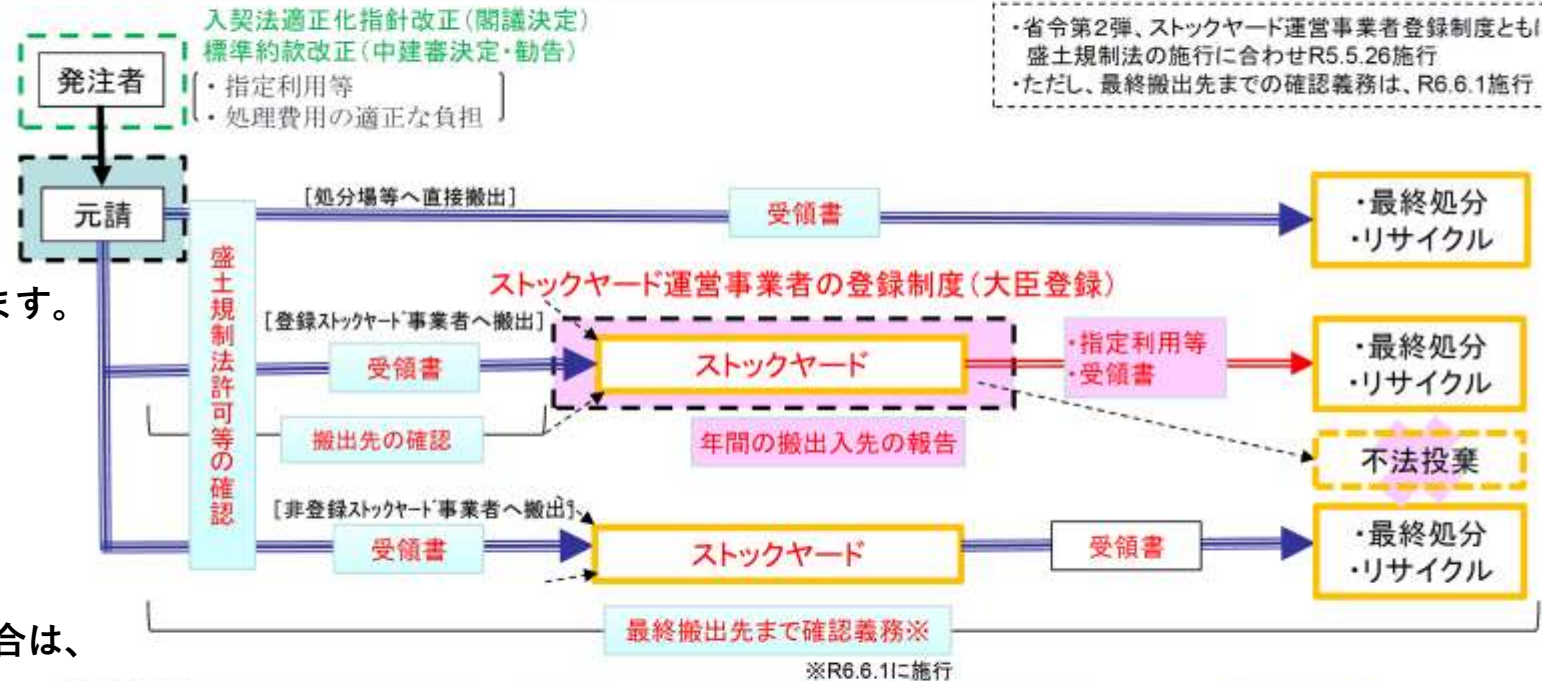
最終搬出先までの確認は不要です。

資源有効利用促進法 省令改正(第二弾)等について  国土交通省

盛土規制法の施行にあわせ、資源有効利用促進法の省令改正(令和4年度第2弾)及びストックヤードに関する新たな登録制度を創設する。

- 【目的】
- ・ストックヤードに搬入された場合でも、適正な処分等がされること
 - ・優良なストックヤード等の育成により、発生土のリサイクルを促進すること

- ・省令第2弾、ストックヤード運営事業者登録制度とともに、盛土規制法の施行に合わせR5.5.26施行
- ・ただし、最終搬出先までの確認義務は、R6.6.1施行



建設発生土の取扱いが法令等で規定されたことを受け、 東京都建設リサイクルガイドラインは新しくなります。

東京都建設リサイクルガイドライン

(適用日：令和6年4月1日)

第1章 基本的考え方

第2章 建設リサイクルの準備

第3章 リサイクル計画の作成等

第4章 建設副産物の適正処理（法令への対応）

第5章 建設副産物のリサイクル等（都独自取組）

第6章 緑のリサイクル等

第7章 建設リサイクル実施状況の把握等

第8章 建設リサイクルを支える仕組み

■ 東京都建設リサイクルガイドラインとは

- 建設リサイクル推進施策やその方法を解説する**都関連工事における手引書**
- 再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）や、廃棄物処理法における建設廃棄物の取扱い、資源有効利用促進法省令の取組（受領書、最終搬出先まで確認等）といった**法定取組**を紹介
- 指定処分制度、セット利用の原則といった**都独自取組**を規定



法定取組と、さらに上乗せの**都独自取組**で構成

■ よくある問合せ

- ガイドラインは、契約図書、設計基準や監督基準ではありません。
- 都発注工事の場合、東京都工事施行規程により発注局の基準に基づき設計や監督等を行ってください。
- 都独自取組は、特記仕様書への記載や指示書の交付等により実施してください。

都は独自取組として、資源有効利用促進法省令の対象工事を拡大しています。

※平成17年度から対象工事を拡大中

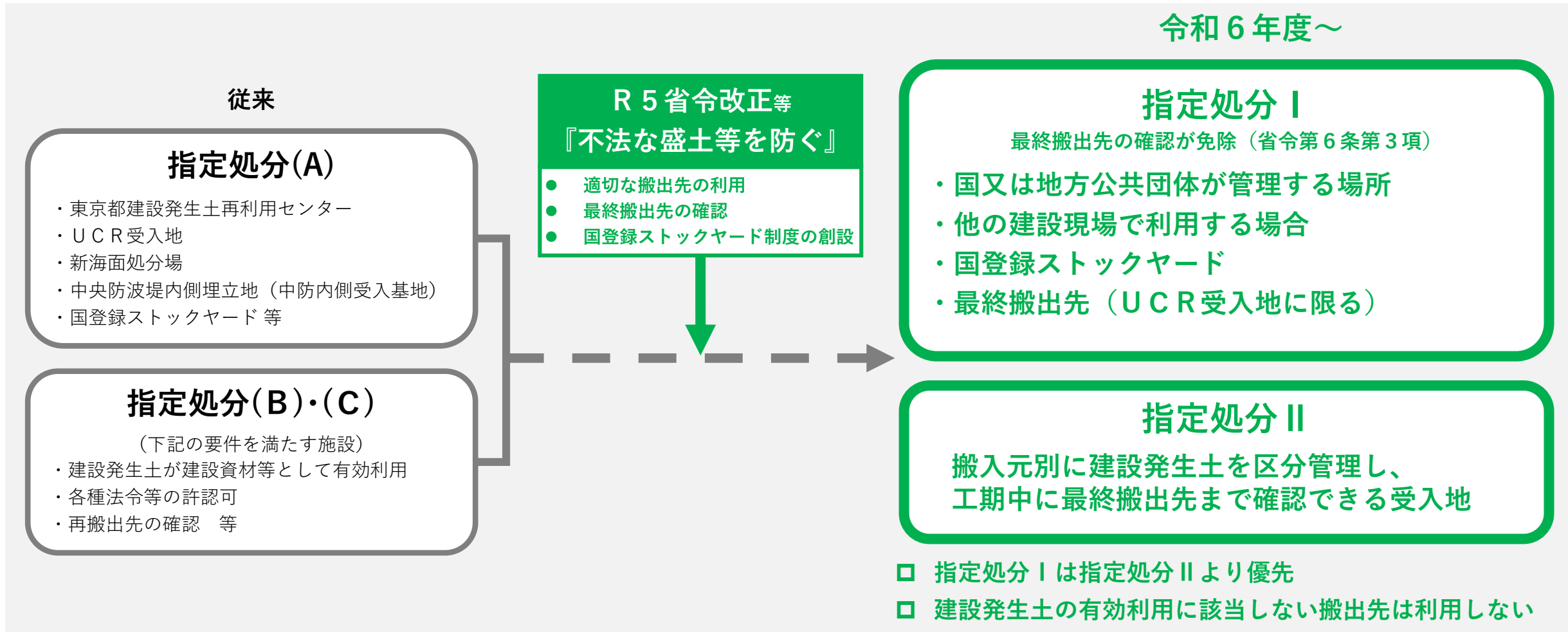
■対象工事の基準

	再生資源省令	指定副産物省令
	再生資源利用計画書（実施書）の作成、受領書の交付等	再生資源利用促進計画書（実施書）の作成、受領書の交付を求める、最終搬出先までの確認等
省令の基準	次のいずれか1つでも満たす建設資材を搬入する建設工事 1. 土砂・・・500m ³ 以上 2. 砕石・・・500t以上 3. 加熱アスファルト混合物・・・200t以上	次のいずれか1つでも満たす指定副産物を搬出する建設工事 1. 土砂・・・500m ³ 以上 2. コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊 } これらの合計が200t以上 建設発生木材
都独自の基準 (都関連工事)	次のいずれかが該当する建設資材を搬入する建設工事 1. 土砂 } 使用する全ての工事 2. 砕石 } (下限値なし) 3. 加熱アスファルト混合物	次のいずれかが該当する指定副産物を搬出する建設工事 1. 建設発生土を搬出する工事 2. コンクリート塊 } 発生する全ての工事 アスファルト・コンクリート塊 } (下限値なし) 建設泥土 建設発生木材 建設混合廃棄物 3. 金属くず } 一品当たり1t以上する工事 廃プラスチック 紙くず アスベスト その他の廃棄物

都独自の基準は、令和5年度と同様（変更なし）です。

都関連工事が建設発生土を搬出する場合、国登録ストックヤード等を利用します。

■都独自取組の指定処分制度



「発生抑制 > 現場内利用 > 工事間利用 > 指定処分」の考え方は従来と同じです。

■ 建設発生土の有効利用（優先順位）

発生抑制

建設発生土は、まず、その発生抑制を徹底

現場内利用

建設発生土が発生する場合は現場内利用を実施

工事間利用

現場外に搬出せざるを得ない場合は工事間利用を実施
搬出する建設発生土の規模が一定以上の場合は、海面処分場との工事間利用を実施

指定処分Ⅰ

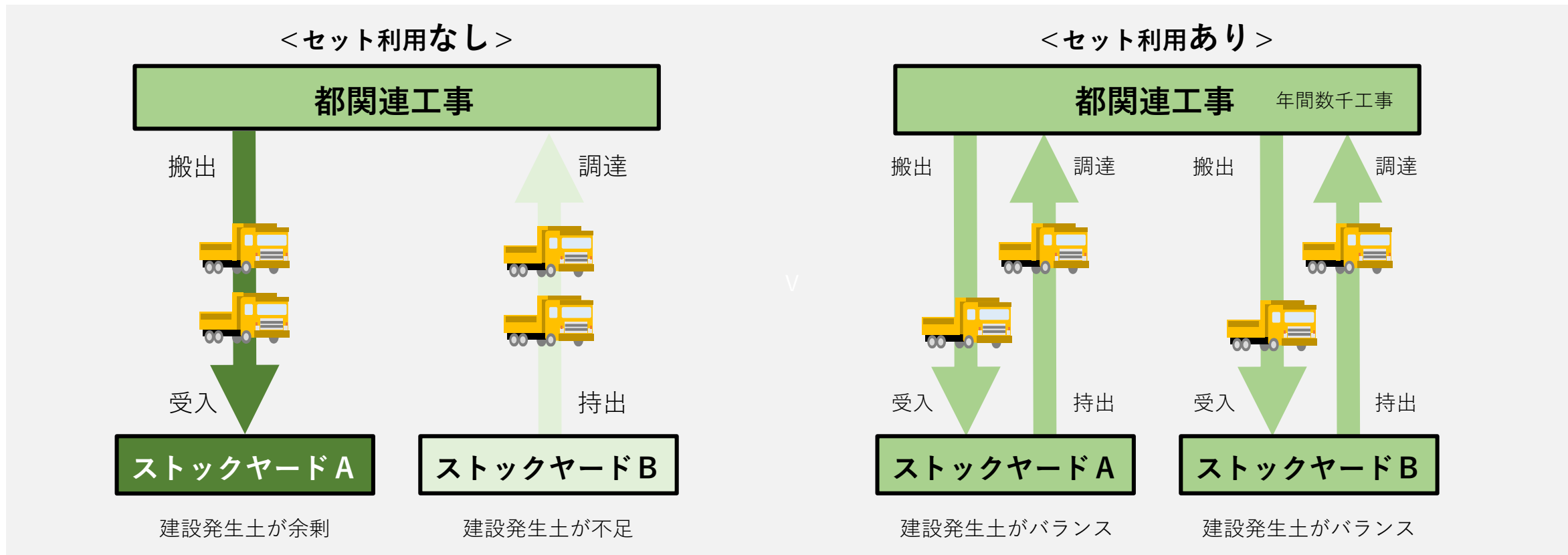
工事間利用ができない場合は、指定処分Ⅰに該当する搬出先を利用
ただし、新海面処分場については、延命化を図る観点から
他の搬出先への搬出が不適な土質のものを優先

指定処分Ⅱ

指定処分Ⅰに該当する搬出先が利用できない場合は、
指定処分Ⅱに該当する搬出先を利用

指定処分を行う工事が土材料を調達する場合は、
建設発生土を搬出する同一の搬出先からの
土材料の調達（セット利用）を原則とします

指定処分を行う工事が土材料を調達する場合は、セット利用を原則とします。



建設発生土が循環利用されにくい

- ⇒ 予定していた搬出先が利用できない可能性
- ⇒ 工事の工程にも影響

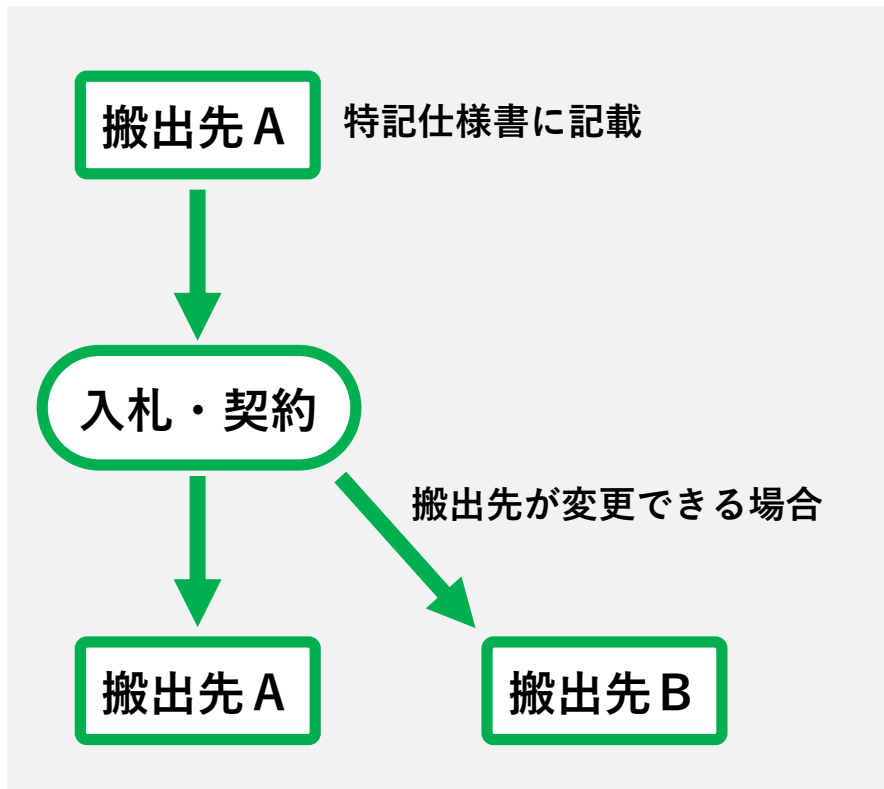
建設発生土が循環利用される

= **建設発生土の有効利用**

※セット利用の例外：工事間利用で建設発生土を調達する場合、搬出先及び調達先の都合でセット利用が困難な場合等を除く。

指定処分制度の変更に伴い、特記仕様書記載例も変わります。

■ 特記仕様書記載例の紹介



指定処分Ⅰの場合（最終搬出先の記録の作成、保存が不要）

本工事から発生する建設発生土は以下の搬出先へ搬出する。

受注者は、以下の搬出先以外を選定する場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。なお、予期することができない特別な状態が生じた場合等、やむを得ない事由が生じた場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更を行う。また、搬出先は、東京都建設リサイクルガイドラインが規定する工事間利用、指定処分Ⅰ又は指定処分Ⅱに該当するものでなければならない。

ア 搬出先名称：〇〇〇〇
(以下、省略)

土材料全般について

受注者は、土材料を工事現場に搬入する場合、搬入元の管理者に対して受領書を交付する。

土材料の品質については別途、監督職員から指示する。指示が無い場合は建設発生土の使用を標準とし、建設発生土の品質、適用用途等は「発生土利用基準について」（平成18年8月10日付国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号）によるものとする。

指定処分を行う工事が土材料を調達する場合は、建設発生土を搬出する同一の搬出先から土材料を調達すること（セット利用）を原則とする。

上記により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

従来の都独自取組のうち、省令と重複する取組等は変更します。

■ 変更となる都独自取組

～令和5年度		令和6年度～	
民間受入地確認制度	➔	省令の取組 に統合	民間受入地に限らず、元請事業者等は再生資源利用促進計画の作成時に、適切な搬出先の確認してください。 (指定副産物省令第8条第3項)
リサイクル証明書による有効利用の確認			民間受入地に限らず、元請事業者等は搬出先の管理者に対し、受領書の交付を求めてください。(指定副産物省令第6条第1項)
土砂伝票等による管理		終了	これまで都関連工事では「指定処分(A)を原則利用」という前提に基づき「建設発生土の利用調整」を実施してきましたが、新しい指定処分制度ではその前提が変わります。令和6年4月以降、搬出先の決定に際し「建設発生土の利用調整」は不要です。
建設発生土の利用調整 (東京建設発生土情報システムを含む)			

- 令和6年4月以降、下記の各搬出先の利用を希望する場合は、各搬出先が指定する方法で手続きを行ってください。

東京都建設発生土再利用センター、UCR受入地、新海面処分場、中央防波堤内側埋立地（中防内側受入基地）

11 建設発生土の搬出先、調達先の調査

国登録ストックヤード等の利用料金や利用条件を都独自に調査し、公表します。

■調査項目と公表内容

情報	対象施設		基本情報 (所在地・電話番号・ホームページ等)	法令等の許認可	取扱い土質		施設の 種類	営業日 営業時間	利用 料金	利用 条件	施設 能力	都関連 工事の 利用 可否	セット 割引の 有無
	国登録 ストック ヤード	国登録 ストック ヤード以外			受入	持出							
国公表	○	×	○	○	○	○	×	×	×	△ 利用条件の 有無のみ	×	×	×
都公表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ 利用条件の 詳細あり	○	○	○

指定処分Iに
該当する搬出先

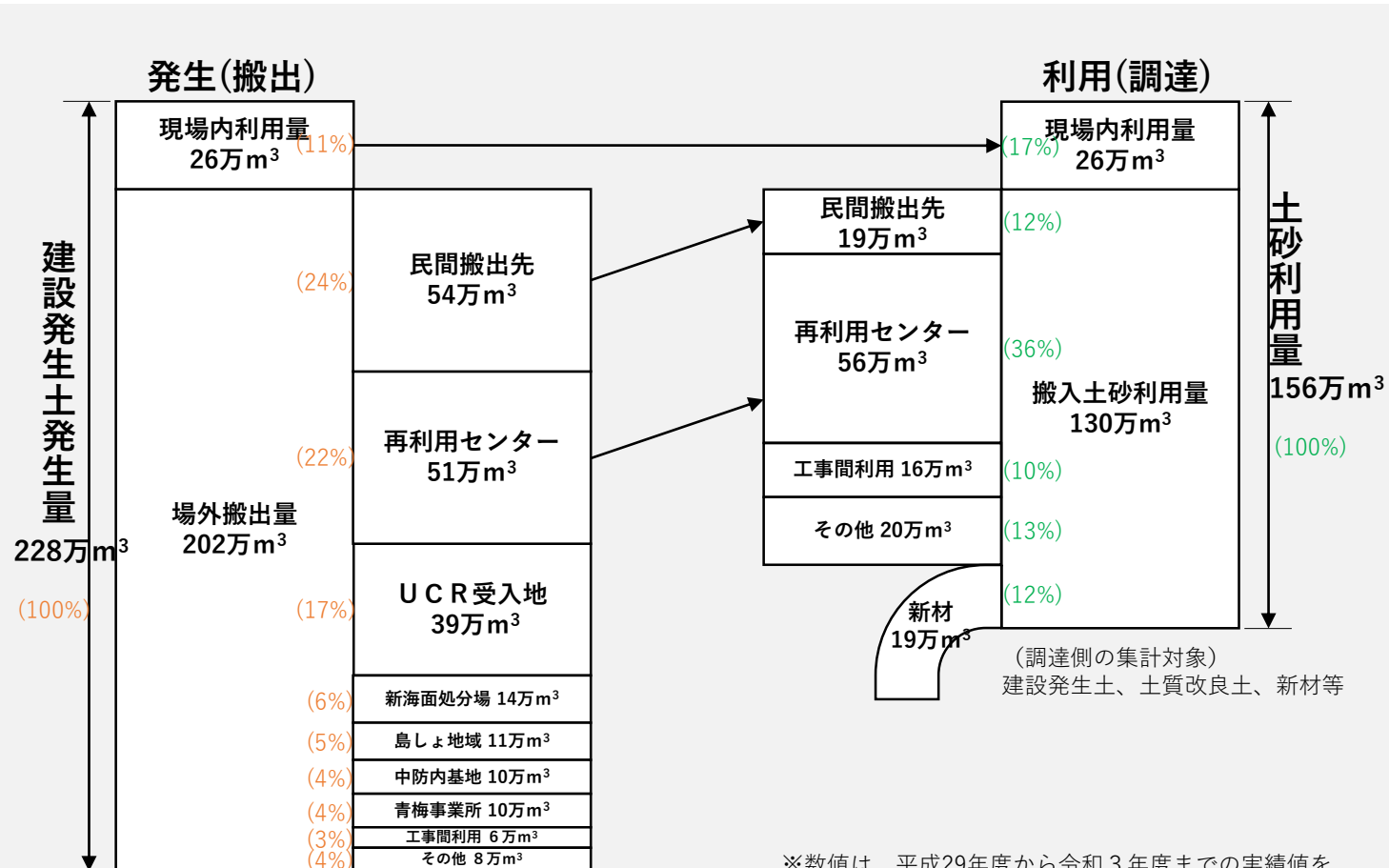
再生資源利用促進計画
の作成に必要な情報

工事費算出、工事施工に
不可欠な情報を提供

- 建設発生土搬出調達先調査は3か月に1回を目安に実施します。
- 調査内容の内、調査先から公表の同意が得られる項目に限り、ホームページで公表します。

令和6年4月以降、ストックヤード運営事業者等との定期的な意見交換の実施を 予定しています。

■都関連工事における建設発生土の流れ（H29～R3の平均）



（搬出側の集計対象）第1種～第4種建設発生土

※数値は、平成29年度から令和3年度までの実績値を単純集計し5年平均した値である。

■背景

従来、都は独自の指定処分制度として、公共系搬出先の利用を原則としてきました。

新しい指定処分制度では、**公共・民間の区別がなくなります。**

令和6年度以降、建設発生土を有効利用していくためには、ストックヤード運営事業者等の皆様の御協力が今まで以上に重要だと考えています。

■目的

建設発生土の搬出・調達側である「発注者」と、搬出・調達先である「ストックヤード運営事業者等」が**認識や課題を共有**し、都関連工事における建設発生土の有効利用を実現していきます。

今後の予定は、別途ホームページでお知らせします。

新しい東京都建設リサイクルガイドラインは、令和6年4月1日から適用されます。

東京都建設リサイクルガイドライン

(適用日：令和6年4月1日)

(再掲)

第1章 基本的考え方

第2章 建設リサイクルの準備

第3章 リサイクル計画の作成等

第4章 建設副産物の適正処理（法令への対応）

第5章 建設副産物のリサイクル等（都独自取組）

第6章 緑のリサイクル等

第7章 建設リサイクル実施状況の把握等

第8章 建設リサイクルを支える仕組み

- 【都独自取組】 指定処分(A)・(B)・(C)から指定処分Ⅰ・Ⅱへ
- 都関連工事が令和6年4月1日以降に指定処分を行う場合、指定処分Ⅰ・Ⅱに該当する搬出先を選択してくださるようお願いします。
- 令和5年度以前のガイドラインに基づき請負契約が締結された工事については、工事の進捗状況等を踏まえ順次、令和6年度版ガイドラインに基づき施工を行ってくださるようお願いします。

■ よくある問合せ（再掲）

- ガイドラインは、契約図書、設計基準や監督基準ではありません。
- 都発注工事の場合、東京都工事施行規程により発注局の基準に基づき設計や監督等を行ってください。
- 都独自取組は、特記仕様書への記載や指示書の交付等により実施してください。

■発生土利用基準について（平成18年8月10日大臣官房技術調査課） 東京都建設リサイクルガイドラインにも掲載

区分 (国土交通省令)		コーン指数 qc (kN/m ²)	工作物の 埋戻し	建築物の 埋戻し	土木構造 物の裏込 め	道路用盛土		河川築堤		土地造成	
						路床	路体	高規格堤防	一般堤防	宅地造成	公園・緑地造成
第1種建設発生土 (砂、礫及びこれらに準ずるもの)	第1種	—	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎
	第1種改良土		◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎
第2種建設発生土 (砂質土、礫質土 及びこれらに準ずるもの)	第2a種	800以上	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	第2b種		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	第2種改良土		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
第3種建設発生土 (通常の施工性が確保される 粘性土及びこれらに準ずるもの)	第3a種	400以上	○	◎	○	○	◎	◎	◎	◎	◎
	第3b種		○	◎	○	○	◎	◎	◎	◎	◎
	第3種改良土		○	◎	○	○	◎	◎	◎	◎	◎
第4種建設発生土 (粘性土及びこれに準ずるもの 〔第3種建設発生土を除く〕)	第4a種	200以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第4b種		△	○	△	△	○	○	○	○	○
	第4種改良土		△	○	△	△	○	○	○	○	○

◎：そのまま使用が可能なもの

○：適切な土質改良を行えば使用可能なもの

△：評価が○のものと比較して、土質改良にコスト及び時間がより必要なもの

■よるある問合せ

- 東京都建設発生土再利用センターは、土木材料仕様書（東京都建設局）が規定する「第2種改良土」を製造（①最大粒径13mm以下、②CBR3%以上、20%以下）
- 上記「発生土利用基準について」の第2種改良土とは異なる。